

特集



JR留萌本線の 廃線について

JR留萌本線が段階的に廃線することが決まりましたので、市民の皆さんにお伝えします。

問 市・政策調整課 TEL 42-1809

石狩沼田・留萌間は令和5年3月末まで運行

JR留萌本線の歩み

留萌本線は明治43年の開通以来、112年に渡る歴史があり、留萌港への石炭や木材、海産物用の輸送目的や地域住民の交通手段となり、地域発展のための礎となってきました。

この間、漁業・水産加工業の衰退、国鉄民営化、景気後退による企業の撤退、国の出先機関の統合、北海道の支庁制度見直しなど、沿線地域の人口減少が進みま

した。
昭和62年には国鉄羽幌線、平成28年には留萌・増毛間が廃止となるなど、鉄道の利用者数は減少の



▲8月9日に市が開催したJR留萌本線に関する住民説明会（中西俊司市長のインタビュー&トーク動画は、市・ホームページ <https://www.e-rumoi.jp/> から閲覧可能です）

一途を辿ってきました。

JR留萌本線廃線に至る経緯

JR留萌本線については、平成28年11月にJR北海道が「当社単独では維持することが困難な線区」として公表しました。30年3月には、北海道が「北海道交通政策総合指針」、6月には、同社が「経営計画の見直し(案)」を公表。7月にはJR北海道が国土交通大臣から「事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」を受けました。

このような経緯を踏まえて、JR留萌本線存続の可能性について、同年5月に深川市、秩父別町、沼田町、留萌市が「JR留萌本線沿線自治体会議」を設置し、協議を重ねてきました。

そのような中、今年7月21日にJR北海道から鉄道事業廃止に向けた提案を受けたため、留萌市においては8月9日に留萌市中央公民館にて開催した住民説明会などを経て、8月30日に留萌市で開催された「第9回JR留萌本線沿線自治体会議」の中で、沿線自治体の2市2町の首長とJR北海道の



▲8月30日に留萌市で開催された「第9回JR留萌本線沿線自治体会議」

綿貫泰之社長がそれぞれ「留萌線鉄道事業廃止に関する合意書」を取り交わすに至りました。（合意内容は左記ページのとおり）

代替交通の確保

代替交通としては、留萌旭川線の既存バス路線への支援のほか、留萌深川間のJR北海道が運行している路線バスが運行していない早朝の通学通勤と夜間の時間帯におけるデマンドタクシーの運行、さらには、利便性を高めるための新たな交通体系として、高規格道路を活用した旭川への速達便の新設について、JR北海道や交通事業者と協議を進めています。

留萌線 鉄道事業廃止に係る合意書

留萌市(以下、「甲」とする。)と北海道旅客鉄道株式会社(以下、「乙」とする。)は、留萌線の廃止に係る事項について、以下のとおり合意する。

記

1. 基本的な合意事項

- ① 石狩沼田・留萌間は令和5年3月末まで運行し廃止する
- ② 深川・石狩沼田間は令和8年3月末まで運行し廃止する
- ③ 深川・石狩沼田間の運行費用と折返設備の費用は乙が全額負担する
- ④ 乙は代替交通への支援を路線廃止から最大18年分行う
- ⑤ 乙は甲に対し7千万円のまちづくり支援を行う

2. 代替交通の確保や支援の方法、鉄道施設や用地の処理等については、甲に十分な支援措置がなされるよう双方誠意を持って速やかに協議を行い、別途、覚書を締結する。

3. 深川・石狩沼田間の乗車状況の確認を年度ごとに甲乙双方で行う。

この合意を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 8 月 10 日

甲 留萌市長

中丸 俊司



乙 北海道旅客鉄道株式会社

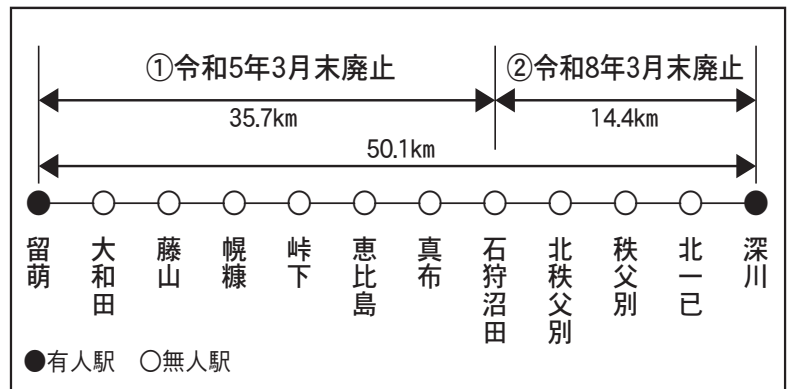
代表取締役社長 綿貫 泰之



▲留萌本線鉄道事業廃止に係る合意内容

今後は、利便性の高い代替交通の確保や廃線イベントの開催を検討するとともに、将来的に「道の駅るもい」と一体となった駅周辺の賑わい創出に向けた新たな公共施設整備などに取り組んでいきます。

道の駅と一体となった
駅周辺の賑わい創出へ



▲廃止スケジュールイメージ

特集



お子さんの医療費を助成しています

市では、子育てしやすいまちづくりを進めるため、「乳幼児等医療費助成事業」を実施しています。

問 市・市民課 TEL 42-1805

高校生等までの医療費を全額助成

▼市では、お子さんにかかる医療費の負担を軽減することを目的として、今年10月から「乳幼児等医療費助成」の対象を拡大し、高校生等までの医療費（入院・通院および指定訪問看護）を全額助成します。



留萌市「乳幼児等医療費助成」対象を拡大

区 分	9月診療分まで		→	10月診療分から	
	入 院	通 院		入 院	通 院
未 就 学 児	◎全額助成	◎全額助成	→	◎全額助成	◎全額助成
小 学 生	◎全額助成	◎全額助成	→	◎全額助成	◎全額助成
中 学 生	◎全額助成	◎全額助成	→	◎全額助成	◎全額助成
高 校 生 等	×助成対象外	×助成対象外		◎全額助成	◎全額助成

各種払い戻し手続き

次のような場合は、窓口にて払い戻しの手続きが可能です。

	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 北海道以外の医療機関を受診した 乳幼児等医療費受給者証を使用せず医療機関を受診した 	<ul style="list-style-type: none"> 支払済みの領収書（受診後2年以内のもの） 口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード等） ※保護者等のもの 印鑑（シャチハタ不可） 対象者の健康保険証 乳幼児等医療費受給者証 <p>※お持ちの方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費受給者証 ひとり親家庭等医療費受給者証
<ul style="list-style-type: none"> 治療用装具（コルセット、サポーター、関節用装具など）を作成した（※） 	
<ul style="list-style-type: none"> 弱視用の眼鏡またはコンタクト等を作成した（※）※9歳の誕生日までに作成したものが対象 	
<ul style="list-style-type: none"> 保険証を提示せず医療費を10割負担した（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の証明書又は指示書 健康保険からの支給決定通知等 健康保険からの支給決定通知等

※装具・弱視用眼鏡作成または医療費10割負担の場合は、健康保険での給付を受けてからの申請となります。

受給者証の発行には申請手続きが必要です

▼受給者証を発行しますので、対象者は市・市民課で申請手続きをお願いします。

対象となる方

- ・0歳から18歳年度末までの方
- ・健康保険に加入している方
- ・生活保護を受けていない方
- ・留萌市に住民登録をしている方

●受給者証の区分（受給者証の有効期限：8月1日～翌年7月31日）

区分（対象者）	自己負担額（保険診療適用分に限る）
乳 初 （3歳未満および3歳以上の住民税非課税世帯）	◎なし ※保険診療適用分の医療費を 全額助成
乳 課 （3歳以上の住民税課税世帯）	
乳 （北海道の対象基準以外の世帯）	

◎全額助成

- ・通院医療費（歯科も含む）
- ・入院医療費
- ・薬代
- ・指定訪問看護

×助成対象外

- ・健康診断
- ・予防接種
- ・第三者行為による医療費
- ・入院時の食事代など

※入院・通院時などに各医療機関へ受給者証をご提示ください。

※学校管理下でけがをした場合は、学校共済保険などの該当となりますので、乳幼児等医療費助成の対象外となります。

申請手続きの概要

【申請受付】市・市民課（市役所本庁舎1階2番窓口）

【受付時間】8：50～17：20（土・日曜日、祝日を除く）

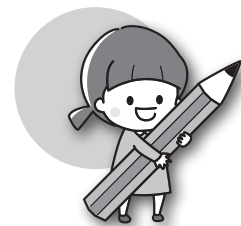
【対象者】留萌市に住民登録している0歳から18歳年度末までの方（生活保護世帯を除く）

※健康保険に加入していることが条件となります。

【申請に必要なもの】

- ◎印鑑（シャチハタ不可）
- ◎対象者（お子さん）の健康保険証
- ◎その他必要に応じた書類（所得・課税証明書など）

※「令和4年1月1日時点、留萌市以外に住民票があった方」および「単身赴任などで保護者が留萌市以外に居住している方」は、申請の際に保護者の「令和4年度所得・課税所明書」、「令和4年度市町村民税・道民税特別徴収税額通知書」または「令和4年度市民税・道民税納税通知書」をご持参ください。



「乳幼児等医療費助成事業」に関する詳細は、市・市民課（電話：42-1805）へお問い合わせください。



令和3年度の 決算状況について

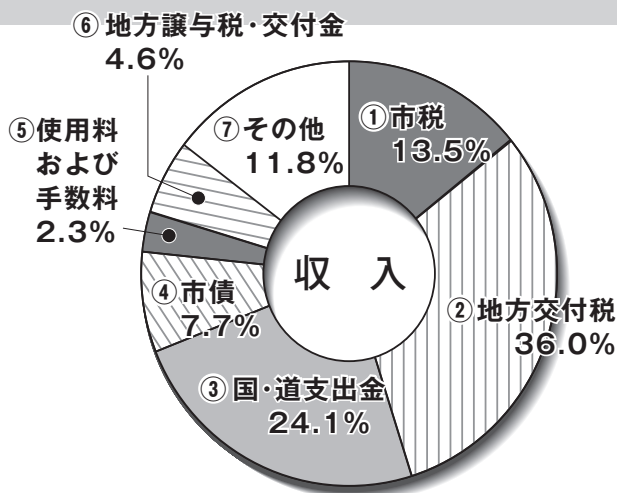
皆さんが納めた市税をはじめ、国や北海道から交付されたお金がどのように使われたかをお知らせします。

問 市・財務課 TEL 56-0025

令和3年度 決算

一般会計

▼令和3年度一般会計は、収入と支出との差引額5億8,493万円の黒字決算となりました。

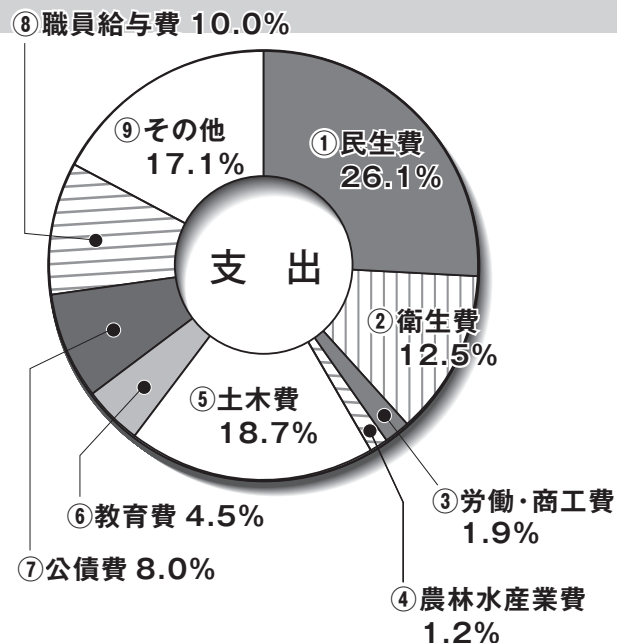


【収入】 164億1,646万円

- ①市税 22億2,009万円
(市民税や固定資産税など)
- ②地方交付税 59億0,243万円
(市の財政力に応じて国から交付)
- ③国・道支出金 39億6,163万円
(国や道からの負担金や補助金)
- ④市債 12億6,806万円
(市の借入金)
- ⑤使用料および手数料 3億7,099万円
(市が所有する公共施設の使用料など)
- ⑥地方譲与税・交付金 7億6,681万円
(国税に対して一定の割合で国から譲与)
- ⑦その他 19億2,645万円
(留萌市応援寄付金や基金繰入金、繰越金など)

【支出】 158億3,153万円

- ①民生費 41億2,728万円
(子育て支援や障がい者福祉、生活保護など)
- ②衛生費 19億7,430万円
(市立病院への繰出金や健診、予防接種、ごみ処理など)
- ③労働・商工費 3億0,605万円
(勤労者福祉対策や観光振興、地域経済対策など)
- ④農林水産業費 1億8,465万円
(農林水産業支援など)
- ⑤土木費 29億6,224万円
(道路の整備や公園・市営住宅の管理など)
- ⑥教育費 7億1,436万円
(小・中学校の運営やスポーツ・芸術文化振興など)
- ⑦公債費 12億7,642万円
(借入金の返済金)
- ⑧職員給与費 15億8,506万円
(市職員の給与や退職手当など)
- ⑨その他 27億0,117万円
(総務費や消防費、議会費、災害復旧費など)



特別会計

特別会計	収入	支出	差引額
国民健康保険事業	19億9,061万円	19億6,517万円	+ 2,544万円
後期高齢者医療事業	3億7,540万円	3億7,460万円	+ 80万円
介護保険事業	22億7,418万円	21億9,596万円	+ 7,822万円
港湾事業	1億4,551万円	1億4,551万円	± 0万円
下水道事業	17億4,167万円	17億4,167万円	± 0万円
合計	65億2,740万円	64億2,293万円	+ 1億0,447万円

企業会計

企業会計	流動資産	流動負債	差引額
水道事業	4億8,476万円	2億7,979万円	+ 2億0,497万円
病院事業	15億9,658万円	8億5,229万円	+ 7億4,429万円
合計	20億8,135万円	11億3,208万円	+ 9億4,926万円

(特別会計・企業会計は、各会計ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。)

健全化判断比率および資金不足比率

▼「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率および資金不足比率を算定しています。令和3年度の財政状況は、いずれの比率でも国の基準を下回っています。

●健全化判断比率 (%)

指標名	令和3年度市の財政状況	国の基準値 早期健全化(財政再生)
実質赤字比率	実質赤字額なし	13.77 (20.00)
連結実質赤字比率	実質赤字額なし	18.77 (30.00)
実質公債費比率	10.9	25.0 (35.0)
将来負担比率	35.0	350.0 (-)

●資金不足比率 (%)

対象公営企業会計	令和3年度資金不足状況	国の基準値 経営健全化
港湾事業	-	20.0
下水道事業	-	20.0
水道事業	-	20.0
病院事業	-	20.0

【実質赤字比率】財政規模(税収入額に交付税などを加えた額)に対する一般会計の実質赤字額の比率

【連結実質赤字比率】財政規模に対する全ての会計の実質赤字額の比率

【実質公債費比率】財政規模に対する一般会計で負担する地方債などの返済金の比率

【将来負担比率】財政規模に対する将来負担する実質的な負債残高の比率

※国が定めた各比率の基準値を一つでも上回った場合は、財政の健全化を図る必要があります。

令和3年度の一般会計決算は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだほか、大雪の影響により除雪経費が過去最大となるなど、コロナ禍前と比較すると歳出決算規模は増大しています。また、決算収支は地方交付税などの歳入の増加や歳出不用額などで、約5億8,493万円の黒字決算となりましたが、この黒字額には国の補助金など返還しなければならない財源も含まれています。

今後も、ワクチン接種をはじめとする感染症対策や地域経済対策を適切に実施しながら、健全で持続可能な財政運営に努めていきます。

◎財政に関する資料は、市ホームページ (<https://www.e-rumoi.jp/>) をご覧ください。

留萌市 財務課

検索

